

◎新潟県選挙管理委員会告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成26年12月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

38,694

2 選挙権を有する者の総数の、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数

389,114

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,926
新潟市東区	38,065
新潟市中央区	48,954
新潟市江南区	18,859
新潟市秋葉区	21,466
新潟市南区	12,858
新潟市西区	43,149
新潟市西蒲区	16,712
長岡市三島郡	77,630
上越市	54,620
三条市	28,069
柏崎市刈羽郡	25,859
新発田市北蒲原郡	31,690
小千谷市	10,394
加茂市南蒲原郡	11,768
十日町市中魚沼郡	18,932
見附市	11,584
村上市岩船郡	20,036
燕市西蒲原郡	24,907
糸魚川市	12,897
妙高市	9,654
五泉市東蒲原郡	18,650
阿賀野市	12,417
佐渡市	16,916
魚沼市	10,841
南魚沼市南魚沼郡	18,436
胎内市	8,613